

### 3 「グリーン電気」の購入方法について

#### (1) 「グリーン電気」の購入施設

競争により電力を購入する施設を対象とする。

##### ▶ 「グリーン電気」の購入規定を適用するには

「グリーン電気」を購入するときは、「東京都グリーン購入ガイド（電力供給）」の定める「CO<sub>2</sub>排出係数が0.392(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満であること」と「環境価値の確保量を予定使用電力量の5%以上とすること」のそれぞれについて、次の仕様書を作成する。

なお、電気需給契約と環境価値の確保契約のうちの一方のみの契約では足りず、両方契約する必要がある。

##### ○ 電気需給仕様書

⇒供給する電気の仕様にCO<sub>2</sub>排出係数0.392(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満を加える。

##### ○ 環境価値の確保仕様書

⇒環境価値の確保量の割合が5%以上となる仕様書を作成する。

##### ○高圧受電施設における「環境価値の確保契約」について

ガイドでは、「環境価値の確保要件の高圧受電施設の適用については、環境価値の確保量の割合と合わせて、別途定める。」としているため、平成19年度中に初めて競争により電力の調達を行う場合は、この要件を適用しない。

#### (2) CO<sub>2</sub>排出係数の基準を満たす仕様

CO<sub>2</sub>排出係数についての環境配慮仕様を記載した「電気需給仕様書」を作成する。以下では、この契約を「契約(その1)」と表記する。

仕様書作成方法の詳細は「4. 電気需給仕様書の作成方法について」を参照のこと

##### ▶ 従来の電気需給仕様書に追加して記載する文章

###### (3) 電気のCO<sub>2</sub>排出係数

請負者（以下「乙」とする。）が東京都〇〇施設（以下「甲」とする。）へ供給する電気のCO<sub>2</sub>排出係数実績値については、0.392kg-CO<sub>2</sub>/kWh未満とする。

なお、CO<sub>2</sub>排出係数の算定については、東京都エネルギー環境計画指針（平成17年東京都告示第864号）に定めるCO<sub>2</sub>排出係数の算定方法により、契約期間内の各年度ごとに算出した値を基にして、契約期間におけるCO<sub>2</sub>排出係数を計算するものとする。

###### (4) グリーン電気供給計画書等の提出

乙は、「東京都「グリーン電気」購入マニュアル（電気事業者編）」に従い、グリーン電気供給計画書（様式1-1）を、電気の供給を開始した日の翌日から30日以内に、また、グリーン電気供給実績報告書（様式1-2）を、電気の供給を完了する日までに、甲へ提出すること。

##### ○契約(その1)の契約区分について

知事部局においては、特別高圧受電施設（業務用）のうち、競争により電力を購入する場合のみが財務局契約となる。その他の場合においては、各局等における契約となるので、各局等の事案決定規程に従うこと。

### (3) 環境価値の確保量を満たす仕様

環境価値の確保量についての環境配慮仕様を記載した「環境価値の確保仕様書」を作成する。以下では、この契約を「契約（その2）」と表記する。

なお、環境価値の確保量の対価の支出科目は、「光熱水費」とする。

仕様書作成方法の詳細は「5. 環境価値の確保仕様書の作成方法について」を参照のこと。

#### ○契約(その2)の契約区分について

契約区分は、施設の受電電圧等にかかわらず、各局等における契約となるので、各局等の事案決定規程に従うこと。

#### ➤ 東京都契約事務の委任等に関する規則（抜粋）

##### 第3条第2項

前項に定めるもののほか、局の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該局の長に委任する。

三 予定価格が五百万円未満の物品の買入れ(用品に係るもの除く。)及び印刷物の製作(用品指定の印刷物の製作に係るもの除く。)に関する契約

十一 電気、ガス(プロパンガスを含む。)若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約で、知事が指定する契約以外のもの

#### ➤ 「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて（抜粋）

(平成13年3月30日12財経総第2077号財務局長通知)

一 東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号。以下「委任規則」という。)第3条第2項第11号の規定に基づく電気、ガス(プロパンガスを含む。)若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約で、知事が指定する契約について

##### (一)「知事が指定する契約」を定める理由

電気、ガス(プロパンガスを含む。)若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約については、各局・所で処理すべき契約と位置付け、金額の制限なしに各局長・所長に委任してきたところである。

しかし、平成12年3月、電気事業法が一部改正され、特別高圧電力について、小売りが自由化となり、一般電気事業者及び特定規模電気事業者との間で価格競争が可能となった。

そこで、東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則(平成13年東京都規則第142号)により委任規則を改正するとともに、左記(二)のとおり「知事が指定する契約」を定め、当該契約について財務局において処理することとしたものである。

##### (二)「知事が指定する契約」の内容

「電気、ガス(プロパンガスを含む。)若しくは水の供給若しくは電気通信の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約で、知事が指定する契約」は、次のとおりとする。

「電気の供給契約で、特別高圧電力(産業用を除く。)のうち、競争入札により処理するもの」

#### (4) 「グリーン電気」購入の全体スケジュール

「グリーン電気」購入フローの全体スケジュールは、以下のとおりである。この「グリーン電気」購入事務フローを、図3-1に示す。

##### ➤ 契約（その1）の発注

- ・競争による電力調達を実施する場合は、まず契約（その1）についての事務を進める。
- ・契約（その1）に係る仕様書、すなわち電気需給仕様書の作成に必要となる電気需給契約書、電気料金計算書等を用意して、仕様書を作成する\*。  
\*仕様書の作成は、供給開始の30日前までに契約が完了するような時期までに行う。
- ・仕様書の作成後、知事部局においては財務局契約となるかどうかを、(2)のように判断する。
- ・契約区分に応じ、契約（その1）についての契約発注起案又は契約締結依頼起案を行い、所管部署が発注・契約手続きを進める。

##### ○契約（その1）の発注時

知事部局等（教育庁を含む。）の発注案件については、環境局都市地球環境部計画調整課長を協議先として起案文書を回付すること。

##### ➤ 契約（その2）の発注

- ・契約（その1）の契約締結後\*、契約（その2）に係る仕様書、すなわち環境価値の確保仕様書の作成を行う。  
\*契約（その1）における予定使用電力量が環境価値の確保仕様書に影響するため。
- ・契約（その2）についての契約発注起案を行い、所管部署が発注・契約手続きを進める\*。  
\*契約（その2）の契約は、供給開始後、90日以内に行うものとする。

##### ○契約（その2）の発注時

知事部局等（教育庁を含む。）の発注案件については、環境局都市地球環境部計画調整課長を協議先として起案文書を回付すること。

##### ➤ 電気供給開始直後

- ・契約（その1）については、供給開始後30日以内に、グリーン電気供給計画書を電気事業者に提出させる。
- ・契約（その2）については、契約締結後速やかに、環境価値の確保計画書を電気事業者に提出させる。

（詳細は「6（1）電力供給開始直後の事務手続き」を参照）

##### ➤ 電気供給期間中

- ・契約（その2）については、環境価値の確保報告書を、電気事業者が環境価値を確保する度に、提出させる。
- ・毎月ごとの、電力使用量の実績を集計しておく。
- ・供給終了日の2ヶ月前までに、環境価値の確保量計算書を作成し、契約（その2）について、追加契約の必要性を確認する。なお、次の場合に、追加契約が必要となる。  
①実績電力使用量及び予定電力使用量の合計が、確実に予定使用電力量より増加することが見込まれ、環境価値の確保量を追加する必要がある場合  
②契約（その1）において、環境配慮調整による契約価格の減額改定があった場合  
（詳細は「6（2）電力供給期間中の事務手続き」を参照）
- ・契約（その1）については、供給完了日までに、グリーン電気供給実績報告書を電気事業者に提出させる。

（詳細は「6（3）電力供給終了前の事務手続き」を参照）

➤ 契約（その2）の追加契約

- ・契約（その2）の追加契約は、電気供給期間の終了日の30日前までに契約を行うこと。

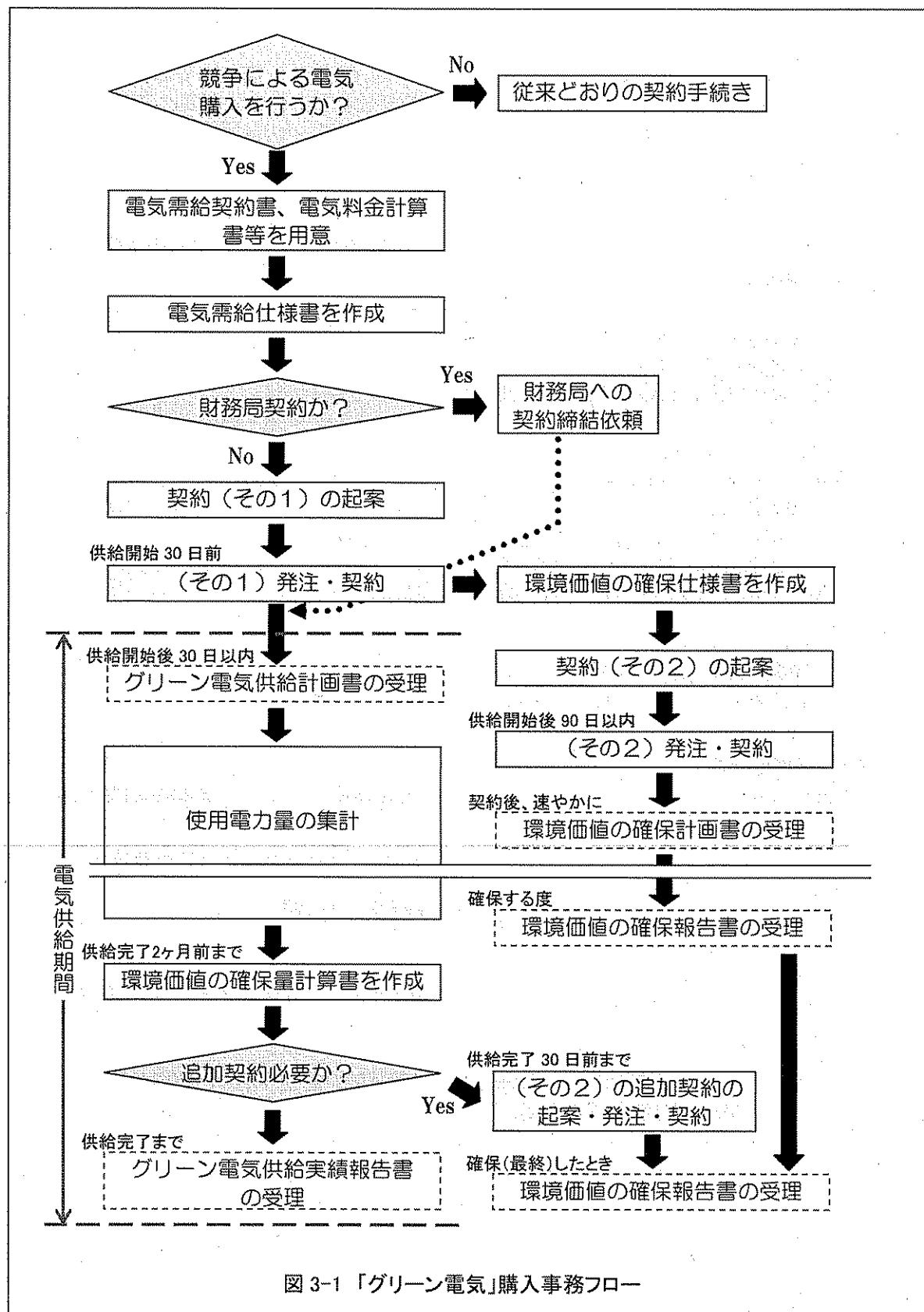


図 3-1 「グリーン電気」購入事務フロー

## (5) 環境配慮調整

契約（その1）においては、CO<sub>2</sub>排出係数についての環境配慮仕様を定めているが、請負者の契約後の事由によりCO<sub>2</sub>排出係数が基準値以上となる可能性がある場合の措置として、環境配慮調整のしくみを設ける。

この基本的な考え方は、契約（その1）におけるCO<sub>2</sub>排出係数についての環境配慮の不足を、契約（その2）における環境価値の確保についての環境配慮で補填するというものである。

なお、環境配慮調整のしくみの利用は、請負者の申し出に基づき行う。環境配慮調整フローを図3-2に示す。

### ➤ 契約（その1）における処理

- ・CO<sub>2</sub>排出係数が基準値（0.392）以上となる可能性があるとして、請負者から申し出があった場合は、電気需給仕様書4. (9)に基づき、環境配慮調整を行う。
- ・環境配慮調整を行うにあたり、まずCO<sub>2</sub>排出係数に関する補正係数を次の式から求める。  
補正係数 = 0.392 ÷ CO<sub>2</sub>排出係数の見込み - 0.001  
(小数点第四位切り上げ)
- ・減額対象電力使用量を、次のとおり計算する。  
減額対象電力使用量 = 予定電力使用量 × (1 - 補正係数)  
(千kWh未満の端数切り上げ)
- ・減額対象電力使用量については、請負者と協議のうえ、単価を割引する。このとき、割引額は、契約（その2）の単価以上とする。ただし、高圧受電施設であって、契約（その2）を行わない場合においては、環境価値の一般的な市場取引価格を参考にして割引額を決定する。
- ・請負者から契約期間終了日までに提出されるグリーン電気供給実績報告書において、補正後のCO<sub>2</sub>排出係数が0.392未満となることを確認する。

### ➤ 契約（その2）における処理

- ・契約（その1）において、環境配慮調整を行った場合、環境価値の確保量を増加するため、追加契約を行う。
- ・追加契約における環境価値の確保量は、契約（その1）の環境配慮調整対象電力使用量とする。
- ・当初の契約（その2）と同様に、仕様書を作成し、発注・契約を行う。ただし、追加契約においては、環境価値の確保計画書の提出を求めない。
- ・請負者から契約期間終了日までに提出される環境価値の確保報告書において、環境価値が確保されていることを確認する。
- ・追加契約は、供給期間終了日の30日前までに行わなければならないので、それより後においては、契約（その1）について、環境配慮調整を行うことはできない。

### ○環境配慮調整の例

予定電力使用量 4,600,000kWh  
CO<sub>2</sub>排出係数の見込み 0.392 (0.392未満でない)  
のとき、

- ①補正係数 = 0.392 ÷ 0.392 - 0.001 = 0.999
- ②補正後のCO<sub>2</sub>排出係数 = 0.392 × 0.999 = 0.3916 (0.392未満)
- ③環境配慮調整対象電力使用量  
= 4,600,000kWh × (1 - 0.999) = 4,600kWh  
= 5千kWh (千kWh未満の端数切り上げ)
- ④追加契約における環境価値の確保量 = 5千kWh